

別表第2（第9条関係）

措 置 要 件		本市が発注した場合の見合せ期間	その他の場合の見合せ期間	
1 贈賄	(1) 役員等の贈賄容疑	有資格業者である個人又は有資格業者の役員（以下「役員等」という。）が、業務に関し、贈賄の容疑で逮捕されたとき。	逮捕を知り、当該指名見合せ措置を決定した日から 24 か月	逮捕を知り、当該指名見合せ措置を決定した日から 3 か月
	(2) 使用人の贈賄容疑	有資格業者の使用人（以下「使用人」という。）が、業務に関し、贈賄の容疑で逮捕されたとき。	逮捕を知り、当該指名見合せ措置を決定した日から 24 か月	逮捕を知り、当該指名見合せ措置を決定した日から 1 か月
2 不正行為等（1を除く。）	(1) 業務に関する不正又は不誠実	ア 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号に違反し、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令が出される等、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6 か月	当該認定をした日から 4 か月
		イ 役員等又は使用人が談合又は競売入札妨害の容疑で逮捕されたとき。	逮捕を知り、当該指名見合せ措置を決定した日から 6 か月	逮捕を知り、当該指名見合せ措置を決定した日から 4 か月
		ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当である疑いがあると認められるとき。	当該認定をした日から 2 か月	当該認定をした日から 1 か月
		エ 1及び2（1）アからウに掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当である疑いがあると認められるとき。	当該認定をした日から 2 か月	当該認定をした日から 1 か月
	(2) 業務以外の不正又は不誠実	1及び2（1）に掲げる場合のほか、役員等又は使用人が犯罪容疑で逮捕され、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月	当該認定をした日から 1 か月
3 その他	その他重大な事案	1及び2に掲げる場合のほか、重大な事案が発生し、当該有資格者が工事等の契約の相手方として不相当である疑いがあると認められるとき。	審査会で決定	審査会で決定

備考 この表において「本市」とは、知多市及び知多市土地開発公社並びに知多市が加入している一部事務組合をいい、「その他の場合」とは、本市が発注した場合を除くすべての場合（民間を含む。）をいう。